

## 水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱の一部改正について

### 1 背景

現在、特定非営利活動法人については、神奈川県暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）逐条解説に基づき、排除条例第 10 条に基づく暴力団との関係の有無を県警本部長に対して確認を行っていない。

しかし、平成 25 年度包括外部監査において、「県としては、現在の逐条解説に基づく運用で暴力団と関係のある団体に県の補助金等が交付されることを確実に防止できるか再検討することが望まれる。」という意見が出されている。

これを受け、今後、特定非営利活動法人に補助金等を交付する場合にも、申請者が暴力団員でないことを県警本部へ照会するなど、必要な措置を講じることとなった。

### 2 改正内容

改正後	現 行
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第 8 条 補助金の交付申請をしようとする団体は、水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付申請書(第 1 号様式)(以下「申請書」という。)及び役員等氏名一覧表 _____ (第 1 号様式の 2)に、次の各号に掲げる書類を添付して知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次に定める申請区分ごとの事業計画書</p> <p>ア 森林の保全・再生事業(第 2 号様式)</p> <p>イ 間伐材の利活用促進事業(第 3 号様式)</p> <p>ウ 河川・地下水の保全・再生事業(第 4 号様式) エ その他の特別対策事業(第 4 号様式)</p> <p>オ 普及啓発・教育事業(第 5 号様式)</p> <p>カ 調査研究事業(第 6 号様式)</p> <p>キ 資機材の購入(第 7 号様式)</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第 8 条 補助金の交付申請をしようとする団体は、水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付申請書(第 1 号様式)(以下「申請書」という。)及び役員等氏名一覧表 <u>(交付申請者が法人(特定非営利活動法人を除く)の場合)</u> (第 1 号様式の 2)に、次の各号に掲げる書類を添付して知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次に定める申請区分ごとの事業計画書</p> <p>ア 森林の保全・再生事業(第 2 号様式)</p> <p>イ 間伐材の利活用促進事業(第 3 号様式)</p> <p>ウ 河川・地下水の保全・再生事業(第 4 号様式) エ その他の特別対策事業(第 4 号様式)</p> <p>オ 普及啓発・教育事業(第 5 号様式)</p> <p>カ 調査研究事業(第 6 号様式)</p> <p>キ 資機材の購入(第 7 号様式)</p>

- (2) 事業収支予算書(第8号様式)
  - (3) 団体調書(第9号様式)
  - (4) 団体の定款又は規約及び役員名簿
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 (略)

第1号様式の2(用紙 日本工業規格 A4縦長型)

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日 現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正,昭和,平成)	性別 (男,女)	住所
代表者			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名  
代表者氏名 印

- (2) 事業収支予算書(第8号様式)
  - (3) 団体調書(第9号様式)
  - (4) 団体の定款又は規約及び役員名簿
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 (略)

第1号様式の2(用紙 日本工業規格 A4縦長型)

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日 現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正,昭和,平成)	性別 (男,女)	住所
代表者			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名  
代表者氏名 印

### 3 改正日

平成27年1月5日(募集開始日)

## 第5 暴力団排除に関する取組

- 1、 比較対象基金  
かながわボランティア活動推進基金21（44頁以下参照）  
神奈川県新しい公共支援事業基金（50頁以下参照）

### 【意見】

- 2、 問題の所在
  - (1) 暴力団との関係の有無を確認する必要性
    - ア 県では平成23年4月1日から神奈川県暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）が施行されており、県や事業者と暴力団の関わりを排除するよう努めている。このうち排除条例第10条は、「県は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講じるものとする」と規定している。

この規定からすれば、補助金等を交付する事業（以下「補助金等事業」という。）を行う際、県は補助金等の交付先が暴力団と関係を有しないことを確認するための必要な措置を取らなければならない。
    - イ 上記の比較対象基金の事業には、ボランティア団体等やNPO等に対する補助金等事業が含まれている（「ボランティア団体等」の定義については第3部第6章第2項「本基金の目的」44頁を、「NPO等」の定義については第3部第7章第2項「本基金の目的」50頁を参照）。

そのため比較対象基金において補助金等事業を実施する際は、排除条例第10条の規定に県が違反しないよう補助金等の交付対象について慎重な調査を行う必要がある。
  - (2) かながわボランティア活動推進基金21の場合  
かながわボランティア活動推進基金21では、同基金に規定する事業の実施に係る要綱（以下「ボランティア要綱」という。）第2条第3号ないし第5号においてボランティア団体等に暴力団関係者がいないことを基金の対象事業の要件としている。そして同第5条第4項では、ボランティア団体等が暴力団と関係を有していないことを知事が神奈川県警察本部長に確認できると規定している。

そこで県は、かながわボランティア活動推進基金21の各事業の選考を通過したボランティア団体等について、暴力団との関係の有無を県警本部長に照会している。

このように同基金においては、ボランティア要綱に用意された仕組みにしたがい、排除条例第10条の排除措置の対象となるか否かを慎重に調査している。

(3) 神奈川県新しい公共支援事業基金の場合

神奈川県新しい公共支援事業基金のうち、市町村やNPO等に補助金を交付する「神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」では、同事業の補助金交付要綱（以下「モデル事業要綱」という。）第2条第2項の中で排除条例第10条を引用し、暴力団員、暴力団、暴力団員が代表又は役員を務める法人及び暴力団員が代表者を務める法人格を持たない団体を補助金交付の対象としないと定めている。そしてモデル事業要綱第2条第3項では補助金交付申請者や交付金を受けた者が暴力団等に該当するか否かを知事が県警察本部長に確認できると規定している。

ところが「神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」については、選考を通過したNPO等について、暴力団の関係を県が県警本部長に確認したことはない。

(4) このように両基金とも暴力団と関係のある団体に補助金を交付しないような仕組みが整えられている。しかしながら、かながわボランティア活動推進基金21では選考を通過したボランティア団体等について暴力団との関係がないかを県警本部長に照会しているのに対し、神奈川県新しい公共支援事業基金では「神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の選考を通過したNPO等について暴力団との関係の有無を県警本部長に対して確認していなかった。

両基金の所管課である県民局くらし県民部NPO協働推進課によれば、同じ所管課が管理しているにもかかわらず両基金で取扱いに差が生じたのは次の事情によるという。

神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課の作成する排除条例の逐条解説（以下では単に「逐条解説」という。）によれば、「国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、農協、漁協、森林組合、商工会等、明らかに排除対象者でない者」については本条の対象としないもの（つまり補助金等事業の交付先であっても暴力団との関係を確認するための必要な措置を行わない。）としている。そして神奈川県新しい公共支援事業基金の「神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の選考を通過したNPO等は、いずれも特定非営利活動法人又は公益財団法人であった。そのため県は同事業の補助金交付対象について暴力団との関係の有無を県警本部長に確認しなかった。

これに対して、かながわボランティア活動推進基金21の各事業の選考を通過したボランティア団体等には、排除条例第10条の適用対象外とされていない任意団体や個人が含まれていた。そこで県は、逐条解説では排除条例第10条の適用対象外とされている特定非営利活動法人等も含めて、同基金の各事業の選考を通過した全てのボランティア団体等について、暴力団との関係の有無を県警本部長に確認した。

### 3、 意見

- (1) 暴力団と関係のある特定非営利活動法人が補助金を受給し、貧困ビジネス等を行う等の社会問題が発生している昨今、万が一にも基金による補助金が暴力団と関係のあるボランティア団体等やNPO等に交付されてはならない。そのためには補助金を交付するボランティア団体等やNPO等が暴力団と関係を有していないか徹底的に事実確認を行う必要がある。

したがって、逐条解説によれば排除条例第10条の適用対象外になっているとはいえ、かながわボランティア活動推進基金と同様に、神奈川県新しい公共支援事業基金の「神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の選考を通過した公益財団法人や特定非営利活動法人についても県警本部長に暴力団との関係の有無を確認すれば、より徹底した対応であったといえる。

神奈川県新しい公共支援事業基金は既に事業を終了しているが、今後新たに設置される基金においてNPO等に補助金等事業が行われる場合、暴力団との関係を調査する規定を設け、当該規定にしたがい、補助金が暴力団に交付されないよう慎重に調査すべきである。

- (2) 上記に加えて、そもそも逐条解説が国、地方公共団体と同様に特定非営利活動法人を排除条例第10条の適用対象外としていることの相当性も問題となる。

補助金等事業の交付対象となり得る特定非営利活動法人について逐条解説が排除条例第10条の適用対象外としたのは、特定非営利活動促進法では特定非営利活動法人の認証条件として暴力団と関係を有しないことを挙げており、設立の段階で暴力団と関係を有しないことが確認されているためだという。

しかし特定非営利活動法人の認証機関は、認証申請した特定非営利活動法人に対して暴力団と関係ない旨の誓約書を提出させる方法で暴力団との関係の有無を確認しているにすぎない。このような方法で暴力団との関係の有無を確実に把握することは極めて困難である。

特定非営利活動法人を排除条例第10条の適用対象外とするという記載が排除条例の逐条解説にある以上、両基金の所管課がその規定を意識した取扱いを行うことはやむを得ないところがある。しかし特定非営利活動法人を国や地方公共団体と同様に取り扱い、排除条例第10条の適用対象外としている逐条解説自体に疑問があると言わざるを得ない。

そこで県としては、現在の逐条解説に基づく運用で暴力団と関係のある団体に県の補助金等が交付されることを確実に防止できるか再検討することが望まれる。